

令和4年度さいたま市浄化槽設置整備事業補助金のご案内

さいたま市では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽処理促進区域内で既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する方で一定の要件を満たす場合に設置費用の一部を補助しています。(新築及び建築基準法に基づく確認申請を伴う増築・改築に係る転換は補助対象外)

令和元年度より浄化槽設置整備実施要綱第3の(6)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に規定する環境配慮型の性能要件を満たす浄化槽を補助対象浄化槽としています!!

1. 補助対象浄化槽

全国合併処理浄化槽普及促進市町村会議登録されている処理対象人員10人以下であってBOD除去率90%以上かつ放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下かつ浄化槽設置整備実施要綱第3の(6)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に規定する環境配慮型の性能要件を満たす合併処理浄化槽。

※環境配慮型浄化槽適合機種については浄化槽システム協会ホームページからご確認ください。

2. 補助要件

以下の要件を1つでも満たさない場合は補助対象となりません。

- さいたま市内の浄化槽処理促進区域内における転換であること
- 工事前の時点で既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の既設状況が確認できること
- 合併処理浄化槽設置工事に着手していないこと
- 浄化槽法第5条1項に基づく設置の届出の審査を受けていること
- 住宅等を借りている場合は、賃貸人の承諾を得ていること
- 専用住宅(居住部分の床面積が1/2以上である併用住宅を含める。)であり、販売目的の転換でないこと
- 浄化槽からの放流水の放流先が確保できること
- 浄化槽設置整備実施要綱第3の(6)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に規定する環境配慮型の性能要件を満たす合併処理浄化槽を設置すること
- 令和5年2月28日までに事業が完了し、所定の手続きを済ませることができること



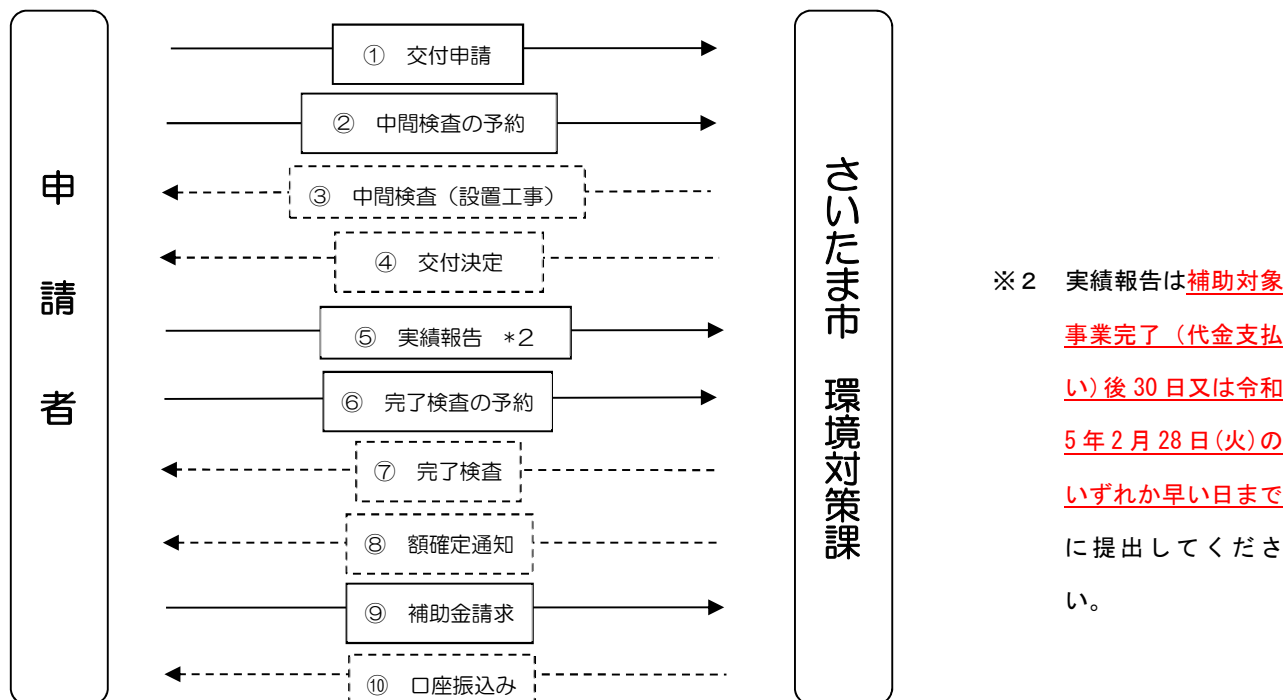
補助対象区域に入っているかどうかは、必ず環境対策課で確認してください。

3. 補助金額及び上限

- 補助金の限度額は下表のとおりです。

区分	人槽区分	5人槽	7人槽	10人槽
設置に要する費用		332,000円	414,000円	548,000円
既存単独処理浄化槽若しくはくみ取り便槽の処分又は雨水貯留施設に再利用するために要する費用		100,000円		
配管工事に要する費用		200,000円		

4. 交付手続きの流れ



5. 申請に必要な書類 *書類に不備があったときは受付ができない場合があります。

様式は環境対策課にて配布、または、さいたま市ホームページからダウンロードできます。

- さいたま市浄化槽設置整備事業補助金申請書（様式第1号）*昨年度以前の様式は使用できません
- 審査後の浄化槽設置届出書の写し
- 設置場所の案内図及び配置図
- 審査後のし尿浄化槽に関する調書の写し
- 浄化槽法定検査依頼書の写し（7条検査及び11条検査の1回目の手数料を支払済であることを証したもの）
- 浄化槽構造図、浄化槽法に基づく型式認定
- 建築基準法に基づく型式適合認定書
- 登録浄化槽管理票C票
- 登録証の写し
- 受付済み保証登録証（市町村用）
- 見積書の写し（転換による既存単独処理浄化槽若しくはくみ取り便槽の処分又は雨水貯留施設への再利用、配管工事及び合併処理浄化槽の設置に要する費用の内訳が明記されているものであること。）
- 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況を確認できる書類
- 賃貸人の承諾書（専用住宅を借りている場合に限りませ。）

6. 申請受付場所及び受付期間 *受付期間中でも、予算額に達した場合は、受付を終了します。

- さいたま市環境局環境共生部環境対策課（さいたま市役所本庁舎7階）（郵送不可）
- 令和4年4月1日（金）から 令和5年1月31日（火）まで

（土曜日・日曜日・祝日は除く。）

お問い合わせ：さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 水質土壌係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1331 FAX 048-829-1991

ホームページ：さいたま市ホームページ>暮らしのガイド>環境 >浄化槽>浄化槽設置整備事業補助金